

令和四年第四回（十二月）市議会定例会

（令和四年十一月三十日開会）

市長説明要旨（本会議）

令和四年第四回十二月大月市議会定例会の開会にあたり、本日、提出いたしました案件の概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げます、議員各位、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

はじめに「新型コロナウイルス感染症対策」についてであります。

令和元年十二月に、中国の武漢市で第一号の新型コロナウイルス感染者が報告されてから、三年が経とうとしていますが、いまだ、新型コロナウイルスは終息に向かうことなく、現在は第八波に突入したとの認識を私は持っております。

山梨県知事も県内の新規感染者の感染スピードが上がっており、すでに第八波に突入したと認知せざるを得ないとの見解を示しており、市内においても、十一月に入り高齢者施設等でのクラスターの発生などにより新規感染者が増加傾向になっております。

新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、医師会の先生方のご協力を得て十月初旬から市内医療機関での個別接種と都留市田野倉のアピオプラザ都留を会場とした集団接種を十一月六日からスタートしております。

今回のワクチン接種は、初回接種を完了した十二歳以上のすべての方を対象として、オミクロン株対応ワクチンの接種を実施しております。

接種対象者となる皆様には、前回の接種から三か月経過を目途に、接種券を順次発送しております。

これからは、寒さが増す時期となり、インフルエンザの流行期と重なるため、市民の皆様には、ご自分の身を守り、周りの大切な人を守るためにも、引き続き基本的な感染予防対策の徹底をお願いいたします。

また、乳幼児から十一歳以下のお子様を対象としたワクチンの接種も実施されておりますが、接種はあまり進んでいない状況となっております。

接種券やお知らせなどは、順次、送付しておりますが、ワクチン接種については、感染症予防の効果と副反応のリスク、双方について正しい知識を持っていただいた上で、保護者の方の意思に基づいて接種のご検討をお願いいたします。次に、「がんばろう大月キャッシュレス決済還元事業」についてであります。

令和四年八月一日から九月三十日までの二か月を期間とした「がんばろう大月キャッシュレス決済還元事業」につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とし、ウィズコロナの新生活様式であるキャッシュレス決済の普及とコロナ禍の影響により低迷する市内飲食店や小売店などの消費喚起を目的にペイペイポイント還元事業を実施いたしました。

還元割合の高さなどから市内外から多くの反響があり、キャッシュレス化の推進と消費喚起について一定の成果があったと考えております。

また、この事業により利用方法が浸透した決済方法であるペイペイ決済を再度活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者支援の対策として第二弾を実施することといたしました。

事業内容につきましては、実施時期を家計支出の多い年末年始の十二月一日から一月三十一日までの二か月間とし、前回対象外としたスーパードラッグストアやコンビニエンスストアなどの店舗についても市内ペイペイ導入店の全てを対象といたしました。

さらにポイント付与上限額を一決済一万円、期間あたり一万円と同額とすることで高額な商品の購入にも対応できるようにし、ポイント還元率は、十パーセントと低いものの食料や燃料など生活必需品をお求めやすくすることで、市民の皆様の生活支援につなげてまいりたいと考えております。

次に、「大月市事業仕分け」についてであります。

公開の場で、外部の視点を活用することで市民の皆様への透明性を確保し、事業の必要性や公平性などの精査を行い、事務事業の更なる見える化と費用対効果を高めることを目的として、昨年度から実施しており、第二回を十月二十二日に実施したところであります。

対象となる事業は昨年度の五事業から十事業とし、担当職員からの事業の説明や仕分け人との議論を踏まえ、参加していただいた二十四名の市民判定人から事務事業の評価をいただき、評価結果は、要改善が九事業、不要・凍結が一事業でありました。

事業仕分け終了後、市民判定人の方から、「説明が不十分」、「データ不足では」といった感想をいただきましたが、多くの方からは、「仕分け人の専門的目標での意見を聞いて勉強になった」、「納税に関するモチベーションが上がった」、「市政に対する理解や意識が大きく変わった、今後も継続してほしい」という感想をいただいております。

今後は、この評価結果を踏まえ、庁内で対応方針などの検討を行い、より効果が高まる事業内容となるよう取り組んでまいります。

次に、「地域公共交通会議」についてであります。

新たな公共交通手段の導入や交通空白地の解消に向け、市内バス事業者やタクシー事業者、国や県、学識経験者等を含めた委員による「大月市地域公共交通会議」を六月二十七日に立ち上げました。

十月五日には第二回の地域公共交通会議を開催し、来年度から市内公共交通の効率的、効果的な運行を行うための「大月市地域公共交通計画」の策定及び新たな交通手段の導入としてデマンドタクシーの実証実験を行い、市民のニーズや住民の意見等を踏まえた効率的な運行形態を検討していくこととしております。

次に、岡島百貨店「おおつき なんでもマルシェ」についてであります。

「おおつき なんでもマルシェ」と題し、十一月二日から八日までの一週間、甲府市の岡島百貨店において、大月市の物産展を開催いたしました。

今回のイベントは、大月市観光協会、大月市商工会と大月市で協力し開催したもので、市内二十四の事業者が出展し、品物によつては事業者自ら店頭で商品を紹介し販売するなどして、連日多くのお客様が来場し、大変好評を博したものとなりました。

市内の特産品である笹子餅や厚焼きせんべい、富士納豆などおなじみの商品は品切れになるなど予想以上の売り上げにつながることができ、大月市内の特産品の魅力をより多くの皆様に知っていただく機会となりました。

岡島百貨店は、来年3月に近隣の商業施設へ移転されますが、新店舗でのイベント開催についても検討されており、市内の多くの商品の紹介や販路拡大につながる良い契機となることから、引き続き各事業者などとも連携を図り、イベント実施の際には協力を行ってまいりたいと考えております。

次に、「介護・看護職員の表彰」についてであります。

市内で活躍する介護・看護職員の意欲の向上と人材の定着を目的として「大月市未来を支える介護職員・看護職員の表彰制度」を今年度から始めることといたしました。

介護職員は、高齢化が進行する本市の第八期大月市介護保険事業計画に基づき、市内の介護事業所等に勤務する四十歳未満の介護職員の意欲の向上を図り、人材の定着を推進するため、勤続年数五年以上で職務に精励した職員に対して表彰をするものであります。

また、看護職員も同様に、表彰をするものであり、市内の福祉・医療に携わる職員の功績を称えるものであります。

この制度により、素晴らしい功績を持つ方達を表彰することで、市内の介護事業所や医療機関で働く職員の方の意欲の向上が図られるとともに、若い職員が増え、市内の福祉・医療体制が充実し、福祉・医療サービスの向上につながるよう、今後、この制度を多くの方に周知するとともに、若い職員が市内に定着できるよう努めてまいります。

次に、「市立中央病院の経営状況について」であります。

大月市立中央病院は、地方独立行政法人となり、毎事業年度終了後に、業務の実績等の評価をしており、今年度は、中期目標期間の最終年度であるため、四年間に見込まれる評価も併せて行い、財務諸表とともに公表しております。

市からの「運営費負担金及び交付金」は、中期計画どおり年々減少する中で、入院・外来収益は目標値には至っておりませんが、前年度に比べ収益が増加し、改善がみられることや新型コロナウイルス感染症の対応による国・県からの補

助金もあり、損益計算書では、法人化以降、毎年黒字を維持しております。

「全体として中期計画の達成に向けて、概ね計画どおりに進捗している」との評価結果から、病院事業を行う法人として経営の継続をすることとし、今定例会には、令和五年度から八年度までの四年間を期間とする第二期中期目標を議案として提案しております。

この中期目標をもとに、大月市立中央病院においては、第二期中期計画を策定し、令和五年三月定例会へ提案、承認をいただく中で、山梨大学医学部附属病院から推薦されます新たな理事長のもと、経営強化に取り組んでいくこととしております。

今後、大月市立中央病院及び山梨大学医学部附属病院と意思疎通を図る中で、病院の経営強化とともに、持続可能な地域医療提供体制の確保に対し、市としても積極的に支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

以上、諸課題を踏まえ、主要事業などにつきまして申し上げ、本市の地域活性化を図ってまいりますので、議員各位をはじめ、市民の皆様の絶大なるご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

続きまして、本日提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今定例会に提出いたします案件は、報告案件一件、条例案件五件、予算案件八件、その他案件が二件の計十六件であります。

はじめに、「報告案件について」ご説明申し上げます。

専決第九号「令和四年度大月市一般会計補正予算（第八号）」についてであります。

これは、市民及び市内事業者の物価上昇による影響を緩和するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援を迅速に行うため、緊急に執行を要する対策費用を計上し、専決処分したものであり、歳入については国庫支出金及び繰入金で対応しております。

次に、「条例案件について」ご説明申し上げます。

議案第四十五号「大月市個人情報保護法施行条例制定の件」についてであります。

これは、個人情報保護の保護に関する法律が改正され、法の下に一元化されることとなったことから、条例を制定するものであります。

次に、議案第四十六号「大月市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件」についてであります。

これは、公職選挙法施行令の一部を改正する政令等が施行されたことに伴い、

選挙運動費用の公費負担の限度額を改正する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第四十七号「大月市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例中改正の件」についてであります。

これは、退職手当審査会及び大月市地域公共交通会議の設置に伴い、委員報酬を支給するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第四十八号「大月市職員の定年等に関する条例等中改正の件」及び議案第四十九号「大月市職員退職手当支給条例中改正の件」についてであります。

これは、地方公務員法等の改正を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制等を導入する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

次に、「予算案件について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動等による職員給与費の調整や前年度決算の確定に伴う繰越金の追加計上、その他、事業の精査などにより予算編成を行いました。

まず、議案第五十号「大月市一般会計補正予算（第九号）」についてであります。

主な補正内容といたしまして、総務費では、第八次総合計画策定経費、ふろさと大月応援寄附金返礼経費、積立金の追加など、民生費では、障害福祉サービス費などの追加、職員給与費の調整とあわせ、歳出補正総額は、五億五千七百七十八万二千円の増額となっております。

歳入につきましては、前年度繰越金などの追加、国・県支出金、寄附金の追加などにより対応いたしております。

次に、議案第五十一号「大月市大月短期大学特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整と、施設等管理事業の追加を行い、歳入につきましては、授業料及び入学金の追加及び繰入金減額等しております。

次に、議案第五十二号「大月市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整と、積立金の追加を行い、歳入につきましては、前年度繰越金等を追加しております。

次に、議案第五十三号「大月市簡易水道特別会計補正予算（第二号）」についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整と、市営簡易水道維持管理経費の追加を行い、歳入につきましては、繰入金や前年度繰越金等を追加しております。

次に、議案第五十四号「大月市下水道特別会計補正予算（第二号）」についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整を行い、歳入につきましては、一般会計繰入金の減額及び前年度繰越金を追加しております。

次に、議案第五十五号「大月市介護保険特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整、繰越金の確定に伴う基金積立金の追加を行い、歳入につきましては、国庫支出金、繰入金及び前年度繰越金等を追加しております。

次に、議案第五十六号「大月市介護サービス特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、一般会計繰出金を追加し、歳入につきましては、前年度繰越金を追加しております。

次に、議案第五十七号「大月市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、後期高齢者医療連合納付金や前年度精算による一般会計繰出金を追加し、歳入につきましては、前年度繰越金を追加しております。

次に、「その他案件について」ご説明申し上げます。

議案第五十八号「大月都留広域事務組合の規約変更の件」についてであります。

これは、ごみ収集に関する事務を各市へ移管するため、地方自治法第二百九十条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第五十九号「地方独立行政法人大月市立中央病院の第二期中期目標を定める件」についてであります。

これは、病院の運営に対し、地方独立行政法人法第二十五条第一項の規定に基づき中期目標を定める必要があることから、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本日提出いたしました案件であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。